

令和3年第6回八頭町議会定例会 発議提案理由

◎発議第11号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。地方財政は、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

については、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の5点を実現されるよう、要望するものであります。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。